



上半期、日本の貿易総額13.4%減 ～輸出入共に中国が首位～

財務省が7月30日に発表した令和2年上半期分貿易統計(輸出:確定値、輸入:速報値)によると、上半期(1～6月)の日本の貿易総額は前年同期比13.4%減の66兆9,722億円となった。

うち、輸出が前年比15.4%減の32兆3,645億円、輸入が前年比11.6%減の34兆6,077億円となった。

輸出の15.4%減は、世界金融危機の影響を受けた2009年下半期の22.8%減以来、半期としては最大の減少幅となり、うち自動車の輸出は前年同期比30.9%減と2009年下半期の34.4%減以来の減少幅となった。

輸入の11.6%減の主要因は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う入国制限で、航空機需要が激減したことにより、燃油原料となる原粗油の需要減が影響したことなどによる。

貿易収支は2兆2,431億円の赤字で、暦年の半期ベースでは4期連続の赤字となった。

【日本からの輸出】

日本の最大輸出国は中国で、前年比3.6%減の6兆7,766億円となった。アメリカは、自動車関連などの減少が影響し27.2%減の5兆6,962億円と落ち込んだ。中国とアメリカの2か国で全体の約4割を占め、台湾、韓国、香港、タイはいずれも輸出額が1兆円を超え、上位5か国の輸出が全体の58%と過半を占めた。

地域別では、アジアが8.5%減の18兆5,403億円、EUは17.7%減の3兆2,102億円となった。

【2020 年上半期 日本の主要輸出国・トップ10】

	国	輸出額 (億円)	伸率 (%)	構成比 (%)
1	中国	67,766	▲3.6	20.9
2	アメリカ	56,962	▲27.2	17.6
3	台湾	23,344	4.2	7.2
4	韓国	23,256	▲10.9	7.2
5	香港	16,325	▲9.0	5.0
6	タイ	13,211	▲19.8	4.1
7	シンガポール	9,702	▲13.6	3.0
8	ドイツ	9,045	▲18.4	2.8
9	ベトナム	8,472	2.3	2.6
10	マレーシア	6,333	▲11.6	2.0
	全世界合計	323,645	▲15.4	100.0

【日本への輸入】

日本の最大輸入国は中国で、前年比6.7%減の8兆4,798億円となった。アメリカは、9.7%減の3兆9,456億円となった。

【2020 年上半期 日本の主要輸入国・トップ10】

	国	輸入額 (億円)	伸率 (%)	構成比 (%)
1	中国	84,798	▲6.7	24.5
2	アメリカ	39,456	▲9.7	11.4
3	オーストラリア	20,436	▲17.9	5.9
4	韓国	14,590	▲9.9	4.2
5	台湾	14,498	2.1	4.2
6	タイ	12,717	▲7.7	3.7
7	ドイツ	11,562	▲15.9	3.3
8	ベトナム	11,543	▲1.0	3.3
9	サウジアラビア	10,501	▲33.9	3.0
10	アラブ首長国連邦	10,126	▲24.9	2.9
	全世界合計	346,077	▲11.6	100.0

目 次

上半期、日本の貿易総額13.4%減～輸出入共に中国が首位～	1
上半期、東海地方の貿易総額21.3%減～日中貿易は8.3%減～	2
【寄稿】民法典におけるプライバシー権と個人情報の “二元的区分”による労務管理への影響	3

【寄稿】対中取引に関する基本法についての解説と実務：中国会社法(12)

—中国会社法における企業自主清算及び破産清算—	7
デスクNEWS	12
中国短信	16
中国経済データ	18

地域別では、アジアが7.3%減の17兆1,759億円、EUは11.3%減の3兆9,402億円となった。アジアからの輸入が全体の49.6%と5割に迫った。

◆対中貿易は6.8%減

上半期の対中貿易総額は、前年同期比6.8%減の15兆2,564億円にとどまったが、日本の貿易相手で唯一10兆円を超えた。

輸出商品では、非鉄金属が20.6%増、半導体等電子部品が10.8%増、自動車が10.2%増となった一方、有機化合物が33.8%減、自動車の部分品が16.6%減、半導体等製造装置が11.8%減と落ち込んだ。

輸入商品では、織物用糸・繊維製品が98.9%増とほぼ倍増した一方、自動車の部分品30.6%減、衣服・同付属品16.7%減、通信機5.4%減となった。

上半期、東海地方の貿易総額21.3%減 ～日中貿易は8.3%減～

名古屋税関が7月21日に発表した令和2年上半期分管内(愛知、岐阜、三重、静岡の港湾・空港)貿易概況(速報値)によると、貿易総額は前年比21.3%減の11兆5,520億円となった。

うち、輸出は前年比23.4%減の7兆3,663億円、輸入が17.2%減の4兆1,857億円となった。輸出は自動車及び自動車部品が減少、輸入は原粗油、液化天然ガス、自動車などの減少が響き、いずれも2ケタ減となった。貿易収支は3兆1,806億円の黒字となるも、前年同期比30.3%の減少となった。

【管内からの輸出】

管内の最大輸出国はアメリカで、前年比34.8%減の1兆7,653億円となり、次いで中国が1.8%減の1兆3,445億円となった。3位以降は、タイ、台湾、韓国の順となった。

【2020 年上半期 管内の主要輸出国・トップ 10】

	国	輸出額 (億円)	伸率 (%)	構成比 (%)
1	アメリカ	17,653	▲34.8	24.0
2	中国	13,445	▲1.8	18.3
3	タイ	3,371	▲26.5	4.6
4	台湾	2,817	6.1	3.8
5	韓国	2,210	▲23.7	3.0
6	オーストラリア	1,992	▲12.6	2.7
7	ドイツ	1,943	▲25.9	2.6
8	イギリス	1,613	▲28.3	2.2
9	インドネシア	1,551	▲27.7	2.1
10	ベトナム	1,524	▲3.7	2.1
	全世界合計	73,663	▲23.4	100.0

【管内への輸入】

管内の最大輸入国は中国で、前年比16.3%減の9,421億円となった。次いでアメリカが0.8%増の4,869億円となった。3位以降は、タイ、ベトナム、ドイツの順となった。

【2020 年上半期 管内の主要輸入国・トップ 10】

	国	輸入額 (億円)	伸率 (%)	構成比 (%)
1	中国	9,421	▲16.3	22.5
2	アメリカ	4,869	0.8	11.6
3	タイ	2,340	▲9.8	5.6
4	ベトナム	2,048	▲5.9	4.9
5	ドイツ	2,010	▲29.4	4.8
6	インドネシア	1,974	▲15.3	4.7
7	サウジアラビア	1,928	▲45.7	4.6
8	韓国	1,647	▲19.2	3.9
9	オーストラリア	1,614	▲21.0	3.9
10	アラブ首長国連邦	1,582	17.7	3.8
	全世界合計	41,857	▲17.2	100.0

◆管内の対中貿易は8.3%減

上半期、管内の対中貿易総額は、前年同期比8.3%減の2兆2,866億円にとどまった。

輸出商品では、自動車が29.3%増となる一方、自動車の部分品が14.6%減となった。

輸入商品では、織物用糸・繊維製品が50.4%増、衣服・同付属品が21.3%減、自動車の部分品が32.1%減となった。

民法典におけるプライバシー権と個人情報の “二元的区分”による労務管理への影響

キャストコンサルティング(上海)有限会社
法律顧問 李 淑 芹

2020年5月28日、公民の権利保障の法である「民法典」が公布されたことは、中国の法制史において画期的な意義を有しています。プライバシー権と個人情報権の区分が「一元的」なもの(個人情報権をプライバシー権に組み入れて保護するもの)から「二元的」なもの(個人情報権をプライバシー権から独立させて保護するもの)へと移ったのは、2017年10月1日施行の「民法総則」からですが、その規定はあまりに原則的であったので、当時、企業の雇用管理に目に見える影響を生ずることはありませんでした。

今回、「民法典」第4編の「人格権編」では、プライバシー権と個人情報保護が単独で章立てされており、第1032条から第1039条において、プライバシー権と個人情報保護について具体的かつ明確な規定をし、個人情報の保護範囲と手段が拡大されています。このような「二元的」な区分は、これまでの労働法の領域における、プライバシー権によって個人情報を保護してきた「一元的」な司法実務と鮮明に対比されるものであり、企業の労務管理に対しても大きな影響を生ずることになるでしょう。

本文では、プライバシー権及び個人情報の「二元的」区分の問題について分析することを通じ、企業(特にインターネットプラットフォーム企業)が、労務管理において個人情報の保護により一層の関心を払うよう促したいと思います。

一. プライバシー権及び個人情報の由来及び立法の推移

プライバシー権が初めて提起されたのは、アメリカの学者であるウォーレンとブランドイスが「ハーバード・ロー・レビュー」において発表した「プライバシー権」の一文においてです¹⁾。当初、プライバシー権が創設された目的は、人格の尊厳及び生活の安定を守るためであり、特定の情報が公開されることで他者から妨害を受けないようにする、という形で提示されました。この観点からいえば、プライバシー権は精神的属性を帯びた人格権であり、財産的

属性は顕著ではありません。「民法総則」第5章「民事上の権利」の第110条では、自然人がプライバシー権を享受することを明確にしたものの、プライバシー権については定義されていませんでした。しかし、今回公布された「民法典」第1032条では、「自然人は、プライバシー権を享有する。いかなる組織又は個人も、偵察、侵害・嫌がらせ、漏洩、公開等の方式により他人のプライバシー権を侵害してはならない。プライバシーは、自然人の私生活の平穩並びに他人に知られたくない私的空間、私的活動及び私的情報である」と規定されています。

個人情報の法的保護は、ドイツに始まったものです²⁾。「民法総則」第111条では、「自然人の個人情報は、法律による保護を受ける」と規定されましたが、個人情報については明確に定義されていませんでした。2017年6月1日施行の「ネットワーク安全法」第76条では、個人情報について「電子その他の方式により記録され、単独で、又はその他の情報と結合して自然人の個人身分を識別することができる各種情報をいう。これには、自然人の氏名、出生日、身分証書番号、個人生体認証情報、住所、電話番号等を含むがこれらに限らない」とものと定義しました。今回の「民法典」第1034条では、これらのほか、「電子メール、健康情報、移動情報」についても、個人情報であることが明確にされています。

二. プライバシー権と個人情報権の違いと重なり

「民法典」第1034条第3項では、「個人情報における私的情報には、プライバシー権に関係する規定を適用する。規定がない場合には、個人情報保護に関係する規定を適用する」と規定されており、プライバシー権と個人情報権には、異なる部分もあれば重なり合う部分もあることが分かります。

プライバシー権と個人情報権との違いは、主に次のような面にみることができます。

1 Samuel Warren and Louis Brandeis. The Right to Privacy[J]. Harv.L.Rev,1890 (4) :220.

2 1970年、ドイツのヘッセン州で世界初の個人情報保護法が制定され、公共機構による個人情報処理の規制に用いられた。

(1) 両者の内実と表現形態の相違。プライバシー権の定義は、「自然人の私生活の平穏並びに他人に知られたくない私的空間、私的活動及び私的情報」の部分に重点が置かれ、その中核は「プライバシー性」にあります。他方、個人情報の定義の重点は「電子その他の方式により記録された、単独で、又はその他の情報と結合して特定の自然人を識別することができる各種情報」の部分にあり、その中核は「識別可能性」にあります【3】。

(2) 両者の精神的属性の相違。プライバシー権は、主に精神的な人格権であり、利用され得るけれども、その財産的価値は顕著とはいえませんが、個人情報権は、性質からいえば人格上の利益と財産上の利益が結合した総合的な権利であり、精神的価値も財産的価値も含まれ、財産的価値を主たるものとして体现されることさえあります【4】。

(3) 両者の能動性の相違。プライバシー権は消極的、防御的な権利であり、権利者は、権利侵害を受けないことは積極的かつ自発的に権利を行使することができます。他方、個人情報は、侵害を受けておらずとも、その個人情報を変更又は削除するよう行為者に請求することができます。したがって、個人情報権は、能動的、積極的な支配権、利用権でもあります【5】。

(4) 両者の権利侵害行為の表現形態の相違。プライバシー権を侵害する行為には、主に私生活の平穏に対する侵害(例：迷惑電話、住居侵入)、個人的秘密に対する侵害(例：他者のプライバシーの盗聴、他者の個人的な秘密情報の処理)があり、個人情報権を侵害する行為には、主に法に従って個人情報を処理しないこと(例：所定の方法及び範囲どおりに個人情報を取得・使用しないこと、請求どおりに個人情報を削除・修正しないこと)及び情報処理者が安全保障義務に違反したことで生ずる個人情報の漏洩、改ざん又は紛失があります【6】。

プライバシー権と個人情報権は、主に次のような面で類似し、重なり合っています。

(1) 両者はいずれも人格権であり、権利主体は自然人に限られ、法人を含みません。

(2) 両者は客体において重なり合うところがあり、未公開の個人情報の多くはそれ自体がプライバシーの範疇に属する一方で、プライバシー権により保護される一部の客体は、個人情報の範疇にも属しています。デジタル化技術の発展により、プライバシーの多くは個人情報の特徴を同時に有するようになってきているため、身元識別が可能な特徴を有することによって個人情報の範疇に入っていく可能性があります。

(3) 両者は侵害結果が競合します。プライバシーの特徴を持つ個人情報を随意に拡散すれば、同時にプライバシー権も侵害することになる一方で、権利侵害者は開示によって個人情報を侵害することが多く、これとプライバシー権侵害の方法とはよく似ています。

(4) 両者は民事責任においても競合します。プライバシー権、個人情報権の侵害は、どちらも自然人の人格権を侵害するものであるため、人格権の権利侵害責任は両者に等しく適用されます。

三. 「一元的」なものから「二元的」なものへの司法実務の転換、及び企業の労務に対する影響

2017年に「民法総則」施行されるまで、労働法の司法実務において、個人情報権はプライバシー権に組み入れられて一元的な保護がなされてきました。例えば、(2016)皖0191民初3181号判決における裁判所の判断は、「新安晩報に掲載した声明において集友包装公司是胡龍岳の身分証番号、携帯電話番号、住所を明記したが、当該行為が不当であるのは確かであり、公民の身分証番号、電話、住所は、公民の広義のプライバシー権の一部に属する。集友包装公司がその把握する胡龍岳の個人情報を不当に使用したことで、胡龍岳のプライバシー権に対する侵害が構成される可能性があるのは確かである」というものでした【7】。この判決からは、身分証番号等の個人情報は、プライバシーとして保護されていたことが分かります。

「民法総則」の施行後は、司法実務において、プライバシー権と個人情報が区別され、「一元的」なものから「二元的」なものへと移り始めました。例えば、(2019)蘇08民終3198号判決書における裁判所の判断は、「公民身分番号は、各公民の唯一かつ終生不変

3 「個人情報」と「個人プライバシー」をないまぜにしないように https://mp.weixin.qq.com/s/1gqJwA-0m4dA_i5-nKKVA

4 王利明：個人情報権の法的保護について ―個人情報権とプライバシー権との区別を中心に、「現代法学」、2013年第4期。

5 王利明、個人情報とプライバシー権、中国民商法律網、<https://mp.weixin.qq.com/s/m1AKBtKPlpfhZxFVa0tXjA>

6 蘇文蔚 劉魚芳：プライバシー権及び個人情報の違いが企業の労務管理に与える影響、労働法オンライン、<https://mp.weixin.qq.com/s/-lMJU4yzlMP7aJ8vj89vUw>

7 <http://wenshu.court.gov.cn/website/wenshu/181107ANFZ0BXSK4/index.html?docId=ebcd82a7ec76440c87bea798015496f0>

の身分コードであり、一般的な個人情報に属する。他の特段の規定がない状況においては、一般的な個人情報、プライバシー権による保護の範囲に属しない。本件において、被上訴人が公告中に公民身分番号を掲載した目的は、労働関係を解除され、経済補償金を受領した対象を特定することであり、これは上訴人のプライバシー権を侵害する行為にはあたらない。よって、上訴人の主張する、被上訴人が公告中にその公民身分番号を掲載し、そのプライバシー権を侵害したという上訴理由について、当院は支持をしない」というものでした【8】。この判決からは、司法実務において既に個人情報がプライバシーから切り離されていることが見て取れます。

「民法総則」は、プライバシー権、個人情報が保護を受けることを原則的に規定したのみで、個人情報の処理、個人情報とプライバシー権との関係及び侵害にかかる法的責任等については、踏み込んだ規定をしていませんでした。「ネットワーク安全法」では、プライバシー権、個人情報の保護についてやや詳細な規定がなされましたが、主な対象はネットワーク運営者又はネットワークサービスプロバイダであり、その主体の範囲は限られていました。他方、「民法典」では、プライバシー権及び個人情報の定義並びに他者のプライバシー権を侵害する行為の禁止を掲げ、個人情報の処理において遵守すべき原則、条件を明確化し、自然人と情報処理者との間の基本的な権利義務の枠組みを構築し、個人情報の処理にあたって責任を問われることがない事由を確立して、個人情報の保護と公共利益の保護とについて合理的に均衡をはかり、プライバシー権、個人情報の保護に対して具体的かつ明確な規定を行っています。企業の労務管理の観点からすれば、これらの規定は、企業に対し個人情報保護の基準を提示したのですが、同時にそれは企業の労務管理におけるレッドラインでもあり、これを踏み越えれば人格権にかかる民事紛争が生ずるおそれがあります。被用者にとって、企業による個人情報漏洩の権利侵害を挙証することは、プライバシー権の侵害を挙証するよりも相対的に容易です。個人情報の保護が強化されるのに伴い、個人情報の漏洩等により生ずる紛争が人格権紛争事件において大幅に増加するのは必然でしょう、企業の労務管理における新たなリスクポイントにもなってくるでしょう。

四. プライバシー権と個人情報との区分が企業の労務管理に与える深刻な影響

「民法典」においてプライバシー権、個人情報について区分及び詳細な規定がなされたことにより、司法実務では、プライバシー権、個人情報が「一元的」なものから「二元的」なものへと転化するスピードが増し、企業による個人情報の処理及び保護にかかる行為にも影響が生じてきます。これに対し、企業はどのような措置を講じてリスクを低減すればよいのでしょうか。

1. 個人情報保護制度及び管理フローの健全化

「民法典」第1035条では、「個人情報を処理する場合には、適法であり、正当であり、かつ、必要であるという原則に従わなければならない、過度に処理してはならず、かつ、次に掲げる条件に適合しなければならない。(一)当該自然人又はその監護人の同意を取得すること。ただし、法律及び行政法規に別段の定めがある場合を除く。(二)情報処理の規則を公開すること。(三)情報処理の目的、方式及び範囲を明示すること。(四)法律及び行政法規の規定並びに双方の約定に違反しないこと。個人情報の処理には、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開等を含む」と規定されています。

労働関係の確立後、その管理の過程において、企業は、出勤記録、病気休暇の情報、賃金記録、処分記録、行動履歴情報、指紋又は顔写真等の生体情報、携帯電話番号、家庭構成員の情報等、被用者と関連する多くの個人情報を収集することになります。企業がこれらの情報を収集、保存、使用、提供又は公開するにあたり、すべて被用者の同意を得るとすれば、企業の労務管理秩序全体に対する巨大な挑戦になることは間違いありません。管理コストと法的リスクを引き下げるため、被用者の個人情報保護管理制度を整備することは、喫緊の課題であると言えます。そこで、次のような対策を講じることを提案します。(1)企業が経営管理において(人的資源管理を含むがこれに限らず)被用者の情報を収集、使用、提供、公開する事由について整理と仕分けをし、個人情報とプライバシーの情報を区分してリストアップする。

(2)被用者の個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開等の処理行為の原則、目的、方法及び範囲等について明確な規定をする。

8 <http://wenshu.court.gov.cn/website/wenshu/181107ANFZ0BXSK4/index.html?docId=20fcfe0265b74d4e8f01ab2a00c490f7>

(3)被用者に個人情報の収集及び使用に関する確認書に定期的にサインさせ、当人が企業に提出した、及び企業が適法なルートを通じて取得した個人情報のうち、どれがプライバシー情報にあたるのか、並びに個人情報、プライバシー情報の使用許諾の目的、方法、範囲及び免責について被用者に確認させる。

(4)紛争を回避するため、企業が被用者の個人情報を使用する際には、被用者が確認書において許諾した範囲を超えていないかどうか、法律の禁止規定に違反していないかどうかを確認する【9】。

(5)規則制度の制定手続におけるコンプライアンス上のリスクを低減するため、被用者の個人情報保護管理制度の制定及び改訂においては、「労働契約法」第4条第2項所定の手続を履行し、民主的な協議、公示を行って、被用者の署名を受ける。

2. 被用者の個人情報に対する安全保護及び技術的措置の強化

「民法典」第1038条では、「情報処理者は、自らが収集し、又は保存する個人情報を漏洩し、又は改ざんしてはならない。自然人の同意を経ないで、他人に対し不法にその個人情報を提供してはならない。ただし、加工を経て特定の個人を識別するすべがなく、かつ、復元することができない場合を除く」と規定されています。「民法典」では、個人情報の安全保護義務にかかる主体範囲が拡大されており、企業は情報処理者としてこの義務を履行し、相応する情報安全保護制度を確立し、かつ、個人情報が漏洩、改ざん、紛失を受けないことを確実に保証し、個人情報の安全保護管理措置を強化するとともに、個人情報保護にかかる技術的措置その他の必要な措置を強化して、被用者の個人情報の安全性を確実に保証しなければなりません。

3. 状況に応じ、被用者による個人情報の閲覧、複製、削除の要請に適切に対応すること

「民法典」第1037条では、「自然人は、法により情報処理者から自らの個人情報を閲覧し、又は複製することができる。情報に誤りがあることを発見した場合には、異議を提起し、かつ、遅滞なく訂正等の必要な措置を講ずるよう請求する権利を有する。自然人は、情報処理者が法律若しくは行政法規の規定又は双方の約定に違反して自らの個人情報を処理したことを発見した場合には、情報処理者に対し遅滞なく削除するよう請求する権利を有する」と規定さ

れています。被用者から、労働契約の履行期間に収集、形成された個人情報の閲覧、複製又は削除の請求を受けた場合、企業は、個人情報が企業の秘密保持情報に関連するかどうかを区別し、状況に応じた対応をしなければなりません。すなわち、企業の秘密保持情報に関連しない場合は、被用者に協力して、閲覧、複製を許可しなければならず、企業の秘密保持情報、第三者の秘密保持情報又は他の被用者の個人情報に関連する場合は、これらの秘密保持情報や他の被用者の個人情報について非秘密化処理をした後に閲覧、複製を許可しなければなりません。

このほか、インターネットやビッグデータ技術の発展に伴い、データの共有が重要なデータ利用方法の1つとなってきていますが、これはデータ流通及びデータ産業の発展における重要な基盤でもあります。データ共有とは、異なる機構、プラットフォーム間におけるデータ交換のことを指します。したがって、データ共有により個人情報が不当に使用され、ひいては情報の漏洩が生じて、情報権利者に損害を与えることがあるかもしれません。特にインターネットプラットフォーム企業にとっては、個人情報保護を強化することが、ますます重要になってきます。

9 蘇文蔚 劉魚芳: プライバシー権及び個人情報の違いが企業の労務管理に与える影響、労働法オンライン、<https://mp.weixin.qq.com/s/-IMJU4yz1MP7aJ8vj89vUw>

<執筆者プロフィール>

キャストコンサルティング(上海)有限会社

法律顧問 李淑芹

略歴

1984年7月東北師範大学政法学院卒業、1994年5月から1年の実習律師を経て1995年6月律師として独立業務執行開始。

律師登録後は大学講師をしながら主として刑事弁護、債権回収訴訟代理、不動産業務に約4年間従事した経験をもとに、2001年大阪市立大学法学院民法修士学位取得、日本国村尾龍雄法律事務所研修を経て、専職律師として労務(上海市律師協会労働法業務研究委員会メンバー 集团的労働関係グループ・グループ長)、M&A、会社清算、不動産、民商事仲裁訴訟など日本企業中国進出業務を主として取り扱っている。



対中取引に関する基本法についての 解説と実務:中国会社法(12)

—中国会社法における企業自主清算及び破産清算—

上海市華鑫法律事務所 弁護士 高秀智、高華鑫

2020年5月号の続き

2020年、新型コロナウイルスは各国経済発展及び全世界の経済貿易に多大な影響を与えており、各国は交通運輸上の制限、人員移動制限、文化、体育行事の取消、商業施設の営業制限等様々な制限を行っており、それにより消費は低迷し、企業の注文等が取消されたり、減少している。更に、中国とアメリカの貿易戦争の影響、日本国内の経済政策や世界産業チェーンの需要等を考慮し、在中日系企業は中国からの撤退、解散清算や工場閉鎖等に追い込まれる企業も少なくなく、破産清算を行う企業も存在する。

このような状況から、本号では外商投資企業の自主清算に関する問題、特に現状の新型コロナという特殊状況下での問題点を以下の通り概要を説明する。

7. 外商投資企業の自主清算について

外商投資企業が中国から撤退する際、最も多いのが自主解散、清算の方法である。自主清算時、通常は企業が自身で清算委員会を設置し、清算委員会が企業財産の計算と処置、清算方案の編成、従業員の処遇手配等具体的な清算業務を行う。以下は自主清算に関する法的根拠、主な流れと手続き、関連問題及び新型コロナ下における特殊な実務状況について簡単に紹介する。

(1) 法的根拠の変化

過去においては、中国対外貿易経済合作部(現在「商務部」へ改名)が1996年7月9日に発布した「外商投資企業清算弁法」(2008年1月15日に廃止)が当時外商投資企業自主清算時に適用された主な法律根拠である。

上記「清算弁法」が廃止された後、外商投資企業の自主清算の主な法律根拠は「中華人民共和国会社法」(以下、「会社法」という)、2018年10月26日第4回修正施行)、「中華人民共和国中外合資経営企業法」

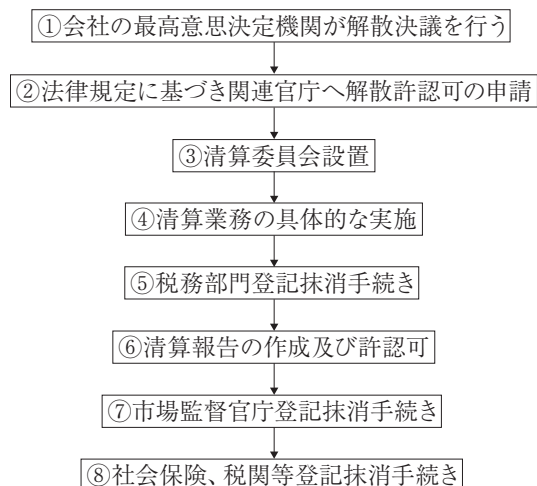
(2016年9月3日第3回修正、2016年10月1日から施行、現在は廃止済み)、「中華人民共和国中外合作経営企業法」(2017年11月4日第4回修正、2017年11月5日から施行、現在は廃止済み)、「中華人民共和国外資企業法」(2016年9月3日第2回修正、施行、現在は廃止済み)等法律法規であった。

2020年1月1日から正式に実施された「中華人民共和国外商投資法」(以下、「外商投資法」という、2019年3月15日公布、2020年1月1日から施行)は、上記「中華人民共和国中外合資経営企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」と「中華人民共和国外資企業法」及び関連条例、実施細則を廃止した。しかし、「外商投資法」では外商投資企業解散清算については詳細な規定がないため、今後政府関連所轄官庁から具体的な法規、規則が公表されることを期待する。

そのため、現在中国政府の内資、外資企業の同一管理、行政手続き簡素化製作要求及び傾向に基づく、今後外商投資企業自主清算における適用法律は「会社法」と関連法規条例、及び商務官庁、市場監督官庁等関連所轄部門が発布する具体的な規則制度になると考える。

(2) 自主清算の主な工程及び手続きについて

外商投資企業自主清算の具体的な清算工程は比較



的複雑で、各省市地方の関連所轄部門の要求と順序が異なる場合があるが、大まかな工程及び手続きは以下の通りとなる。

①会社の最高意思決定機関が解散決議を行う

外商投資企業自主清算の始まりはまず、会社の最高意思決定機関が解散決議を行い、その後正式な清算活動を開始することができる。

会社の最高意思決定機関について、「外商投資法」施行前は、「外商投資の会社審査登記管理法律適用に関する若干問題についての執行意見について」(工商外企字[2006]第81号、2006年4月24日公布施行)の規定では、中外合資、中外合作の有限公司における最高意思決定機関は董事会、外商合資、外商独資の有限責任公司及び外商投資の株式有限公司における最高意思決定機関は株主または株主会である。

しかし「外商投資法」実施後は、「会社法」第36条と第98条の規定に基づく、外商投資企業の最高意思決定機関は株主会または株主総会と変更された。これについては、2020年1月1日から正式に施行される「外商投資法」第42条の規定では、外商投資企業は当該法律施行後5年以内であれば従来の組織形式を保留することができる。即ち、今後外商投資企業に株主会または株主総会が設置されていない場合、現地所轄官庁規定の要求に基づき期限内に企業内部組織機関等について調整しなければならない。

②法律規定に従い関連官庁へ企業解散の許認可申請または届出

「外商投資企業設立及び変更備案管理暫行弁法」(商務部令2016年第3号、2016年10月8日公布施行)第2条の規定では、外商投資企業の設立及び変更は、国家规定に基づき特別管理措置が採られていないものについては、関連所轄官庁へ許可を申請するか、届け出を行うだけでよいとされている。

実務において、通常は、国家商務部が毎年公布している外商投資企業ネガティブリストに記載されている外商投資企業は、関連所轄官庁へ解散の許可を申請する。ネガティブリスト以外の外商投資企業については、関連官庁へ届け出を行うだけでよい。

③清算委員会の設置及び届出

「会社法」第183条の規定では、企業は解散事由が

発生した日から15日以内に、清算委員会を立ち上げ、清算を開始しなければならないとされている。有限責任会社の清算は株主により構成され、株式有限公司の清算委員会は董事または株主大会で指定された人員が構成する。

同時に、「会社登記管理条例」(2016年2月6日修訂施行)第41条の規定では、会社解散の際、清算委員会は成立した日から10日以内に清算委員会メンバー、清算委員会責任者の名簿を企業登記機関へ届け出なければならないとされている。

④清算業務の具体的な実施について

清算委員会設立後、清算委員会メンバーが清算委員会会議を行い、資産の整理、資産負債表等財務書類を作成し、清算方案を作成する。清算方案は株主会または株主大会の許可を取得後、清算委員会が実施する。

「会社法」第185条の規定では、清算委員会は成立した日から10日以内に債権者へ通知し、60日以内に新聞に公告を掲載しなければならない。債権者は通知書を受け取った日から30日以内に、通知書を受け取っていない場合は公告の日から45日以内に、清算委員会へ債権を申告しなければならない。

清算委員会は責任を持って各清算活動を行い、債権債務整理、会社の未完了業務の処理や清算、会社の未払い分の税金納税及び清算過程に発生する税金支払い、従業員の処遇決定及び経済補償金等の支払い等が含まれる。企業の資産回収及び処理完了後、会計事務所へ財務監査を依頼し、監査報告書を発行してもらう。

⑤税務官庁での登記抹消手続き

税務所轄官庁の要求に基づき、企業は現地税務所轄官庁において税務登記抹消申請を行う。この過程において、税務所轄部門は企業の未払い税金は存在するか、申告漏れ等ないかについて審査を行う。未払いまたは遅延が発覚した場合、企業へ追徴課税する場合や遅延利息金等の処罰を行う可能性もある。このため、税務抹消手続きは審査にかかる時間が比較的長いものとなっている。

⑥清算報告書の作成及び決議

清算業務完了後、清算委員会は清算報告書を作

成し、会社の最高意思決定機関の許認可を得る。清算報告書には企業資産処理状況、債権債務処理状況、従業員の処遇配置状況等具体的な内容を含む。

⑦市場監督官庁(工商官庁)での登記抹消

外商投資企業が上記清算業務を完了し、清算報告書を決議後、市場監督官庁(即ち工商官庁)へ企業登記抹消を申請する。

⑧社会保険、税関等登記抹消

各省市、地区の異なる規定に基づき、外商投資企業は社会保険、税関等官庁で登記抹消を申請する。

⑨利益、外貨の海外送金及び銀行口座の抹消

上記清算手続き完了後、残った利益を投資契約と会社定款の約定に基づき、各投資者へ分配し、外貨、銀行口座の抹消手続きを行う。

(3)自主清算過程における主な法律問題

自主清算過程において、主に以下のような法律問題にご留意いただきたい。

①強制清算の適用について

「最高人民法院の『中華人民共和国会社法』適用に関する若干問題についての規定(二)(2008年5月19日から施行、以下「会社法司法解释二」という)」第7条の規定では、企業が以下のような状況となった場合、債権者または株主は裁判所へ強制清算を申請できるとされている。

- i. 企業が期限内に清算委員会を設置し清算を行っていない場合
- ii. 清算委員会を設置したが故意に清算を引き延ばしている場合
- iii. 違法清算により債権者または株主の利益を嚴重に損ねる可能性がある場合

つまり、外商投資企業が自主清算する場合、特殊な状況により清算が進まないまたは問題が生じた場合、債権者または株主は裁判所へ強制清算を申請することができる。

債権者または株主は裁判所へ強制清算の申請を提出後、裁判所は事実関係の審査を行い、強制清算の法定適用状況であるかを確認する。当てはまる場合、裁判所は当該清算案件を受理し、関係者を指定

し清算委員会を設置後、清算を行う。

②土地使用权の処理について

清算において外商投資企業が所有する土地使用权を処理する際、注意が必要なのは、各省市においては外商投資企業が所有する土地使用权の処理については異なる規定が存在し、現地の具体的な政策と土地使用权関連契約の約定内容に基づき処理しなければならない。

- i. 通常であれば、外商投資企業が土地使用权を取得する主な方法としては、中国側投資者が土地使用权を以って株式参入または提携の条件とし、外商投資者と合資、合作经营企业を立ち上げる場合である。

別の方法としては、外商投資者または外商投资企业と国家土地管理部门が土地使用权譲渡契約を締結し土地譲渡金を支払った後、土地譲渡の方法で土地使用权を取得することである。

この2つのような方法で土地使用权を取得した場合、外商投资企业の清算時土地使用权をどのように処理するかについては、まず土地使用权契約の約定を遵守し、同時に現地政府の関連規定と政策要求を遵守しなければならない。これについては、各省市政府及び土地関連部門にて異なる規定が存在する。

例えば、「上海市外商投资企业土地使用管理办法」(2015年5月18日修订施行)では中外合資企業、中外合作企業の中国側投資者は、国有地、集团所有地の使用权を以って株式参入またはそれを合作条件とする場合、当該管理办法第18条の規定「外商投資企業が経営期間満了またはその他原因により土地の使用を終了する場合、工商行政管理部门の証明書類または他の関連証明書類を以って、不動産登記機構で土地使用权または賃貸契約の登記抹消手続きを行い、土地を使用した期間に基づき、土地管理部门へ土地使用費を支払う」に基づき関連費用を支払う。

また、「武漢市外商投资企业用地管理规定」(1992年6月9日から施行)において上述のような2つの土地取得方法は区分していないが、第12条において「土地使用期間満了または経営を事前終了する外商投资企业について、土地使用权は政府が無償で回収し、規定に基づき市と市郊区県証書発行機関が土地使用权証書を回収する。土地上の構造物、建築物に

については政府が固定資産残存価値にて買い取るまたは無償で引き受ける」としている。

また、既に廃止されているが「中華人民共和国外資企業法実施細則」（2020年1月1日廃止）第33条の規定では、「土地証書は外資企業が土地を使用する法的根拠である。外資企業は経営期限内に許可を得ずに、土地使用権を譲渡してはならない」とされている。（注：当該実施細則は既に『外商投資法』により廃止されているため、今後新たな関連規定が作成されることを待たれる。）

- ii. また少ない場合だが、外商投資企業が振分けの方法で土地使用権を取得する場合があるが、振分けでは通常土地譲渡金を支払う必要がないため、企業は当該土地使用権を譲渡、賃貸、抵当に入れてはならず、土地使用権振分け契約において通常は外商投資企業が解散する場合、土地使用権を返却するという条項が含まれる。

上述のことから、外商投資企業解散清算を行う場合の土地使用権の処理は比較的複雑であり、通常、土地使用権の処理と手続きはほぼ法律上の制限を受けるため、清算過程においては、企業は土地所轄官庁の見解を確認するのが良いと考える。

③税金減免処理について

外商投資企業の清算時、税務登記抹消手続きが比較的複雑で困難な手続きとなる。税務所轄官庁は企業の過去の納税状況について審査するだけでなく、異なる状況に応じて企業の財務帳簿を調査する場合もある。外商投資企業において特に注意が必要なのは減免税金の処理である。

過去においては、外商投資を促進するため、中国各地方政府は外商投資企業に対して税金の減免優遇政策を行ってきた。この場合外商投資企業が期限前に解散する場合、政府から減免した税金の納付を求められることもあった。

現在は廃止されたが「中華人民共和国外商投資企業と外国企業所得税法」（1991年7月1日から施行、既に廃止済み）第8条の規定では、「外商投資企業の実際の経営期間が10年未満の場合、減免された企業所得税を納税しなければならない」とされている。

上記「外商投資企業と外国企業所得税法」は廃止され、2008年に新たな「企業所得税法」が実施されたこ

とにより、税収優遇政策は大幅な変更があり、多くの省市において外商投資企業に対する税収優遇が取消された。

但し注意が必要なのは、「企業所得税法」第57条の規定では、「本法交付前に既に設立した企業について、当時の税収法律、行政法規規定に基づき低い税率優遇を享受している場合、本法施行から5年以内に徐々に本法税率を適用させる。定期減免優遇を享受している場合、期限満了まで享受できるが、利益がないため優遇を享受できない場合、優遇期限は本法施行年度から起算して計算する」とされている。

上述規定に基づくと、時間から推測すると、現在一部外商投資企業が関連規定に基づき減免された企業所得税を納税する必要がある可能性を排除できない。また、中国西北部等一部地域において、投資を誘致するため、現在も税収優遇政策が採られている。

そのため、清算の過程において、当該企業は減免された企業所得税を納税する必要があるのか、外商投資企業は税務官庁へ確認するのが良いと考える。

（4）新型コロナ下における特殊な実務状況について

全世界規模で新型コロナが蔓延している状況において、外商投資企業の解散清算について、政府関連官庁は明確で具体的な法規を公布していないが、実務において以下のような特徴がある。

①ネット業務の強化

新型コロナ下において人員が密集することを避けるため、政府関連官庁は様々な政策と措置を発表し、企業が何か業務を申請する際、政府機関へ関連書類を提出する必要がある場合、インターネット等を通じて関連部門担当者へ送付する。書面の書類を提出する必要がある場合、バイク便等を使用して送付するよう求められている。

例えば市場監督管庁へ企業登記抹消申請する場合、各省市公式HP上の「一网通办」等システムからオンラインで情報を登録し、申請書類をアップデートすること等が可能で、これは企業の負担を大幅に減少するだけでなく、新型コロナ下の安全も確保できる。

同時に、清算過程における清算活動、例えば債権者申告、清算委員会会議等についても、インター

ネット申告や関連ソフトを使用したオンライン会議等方法で実行できる。また、清算参加者が新型コロナにより隔離されたり、中国へ戻れないような状況の場合、テレワーク方式にて清算に参加することが可能で、清算業務のスムーズな進展が認められる。テレワークの強化は、清算業務の利便さや効率を上げるだけでなく、清算参加者等関連人員の安全を確保することにもつながる。

②清算過程における期限の適宜猶予について

新型コロナ蔓延期においては隔離等不確定で未知数な状況が多く、清算過程では期限、例えば公告期限、債権者通知期限等については、法律が許可する

範囲内で期限を適宜猶予することが可能で、債権者自身の権益を十分に保障することが可能となった。

同時に、新型コロナ問題が原因で債権者が期限内に申告できない場合、清算委員会は債権者に対して追加申告を認めるべきだとされている。

総合すると、新型コロナは未知数で不確定な特殊な状況であり、これは当該期間、企業の清算に一定の困難をもたらしているが、清算委員会メンバーは慎重に関連者の法定権益を保護しなければならない。

以上、簡単にではあるが外商投資企業自主解散清算について紹介した。外商投資企業の破産清算についてはまた改めて紹介したい。

<執筆者プロフィール>

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智

華東政法大学法律学院(民商法)卒業後、慶應義塾大学大学院法学研究科博士前期課程を修め、2012年4月に上海市華鑫律師事務所に入所、対中取引、日系在華企業の企業法務を担当。



弁護士 高華鑫

上海市高级人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984年6月から日本的大江橋法律事務所にて勤務、外国法事務弁護士として大阪弁護士会に登録、1998年5月に上海華鑫律師事務所を開設し、対中投資、取引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。2016年6月に(一社)東海日中貿易センター中国法律顧問に就任。



中国企業信用調査のご案内

一般社団法人東海日中貿易センターでは1994年4月より中国の専門機関とタイアップし、中国企業信用調査を行っております。中国企業信用調査は、既存・新規の取引先、競合他社のベンチマーク、合併パートナー候補などに対する調査です。中国全土に及ぶ情報ルートにより、貴社のご要望にお応えできるよう中国企業をあらゆる角度から調査し、調査報告書(日本語)をお届けします。

調査タイプ

- ①総合信用調査：
企業概要、登記情報(過去の変更記録を含む)、株主構成、董事構成、組織構成、従業員構成、保有建物・設備、仕入・販売状況(品目、決済方法を含む)、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、通常2年分)、経営分析、取引銀行、沿革、企業・業界の現状と見通し、信用評価
- ②ビジネス信用調査：
総合信用調査の簡易版で、財務諸表もレポートの記載対象に含まれます。
- ③財務諸表調査：
登記情報、株主構成、財務諸表(貸借対照表、損益計算書)。

調査料金 (消費税別)

		所要期間	会員企業	非会員企業
総合信用調査	普通	25日	80,000円	110,000円
	至急	15日	110,000円	140,000円
ビジネス信用調査	普通	20日	40,000円	60,000円
	至急	10日	60,000円	90,000円
財務諸表調査	—	5日	30,000円	45,000円

【お問い合わせ・お申込み】 一般社団法人 東海日中貿易センター 業務グループ

TEL:052-219-4820 FAX:052-219-4823

URL <https://www.tokai-center.or.jp> E-mail:gyoumu@tokai-center.or.jp

デスクNEWS

今月号よりデスクNEWSを改めます。東海日中貿易センターは、滄州市対日招商中心(河北省)、蕭山經濟技術開發区(浙江省)、常州国家高新技术產業開發区(江蘇省)、揚州市經濟技術開發区(江蘇省)、崖門新財富環保產業園(広東省)と業務提携し、対中投資に関心のある企業に対し、同地域を推薦・紹介しております。この度、中国の各担当デスクが書いた地域の最新情報をデスクNEWSとして連載することとなりましたので、ご愛読のほどよろしくお願い致します。

滄州デスクNEWS(河北省)

レポーター:滄州市対日招商中心 副主任 李平



石衡滄港都市間鉄道PIが着工

京津冀軌道交通網重点プロジェクトとして計画されていた「石衡滄港都市間鉄道」が着工した。同鉄道は河北省西側の石家荘から、東側の渤海新区に至る全長333.8キロで、衡水北駅、武邑駅、阜城南駅、交河駅、泊頭西駅、文廟駅、滄州西駅、滄州東駅、黄驊新駅、渤海新区西駅、渤海新区東駅の計11駅が新設される。開通後の列車時速は250キロを予定しており、滄州から石家荘間の移動時間が現在の4時間から1時間30分に短縮される。



石衡滄港都市間鉄道路線図(イメージ)

石衡滄港都市間鉄道は、今後、北京-天津-河北の都市間鉄道ネットワーク構築計画においても非常に重要な鉄道と位置付けられている。

また、この都市間鉄道の唯一の車両基地が滄州市に建設されることになった。計画ではこの車両基地は滄州西駅に並行して建設され、総面積は31,755㎡で、8両編成の列車を2本同時に収容し、保守・点検することができる。

滄州經濟技術開發区 11のプロジェクト導入

先日、滄州經濟技術開發区は、第3期企業誘致プ

ロジェクト調印式を開催し、インテリジェントネットワーク、バイオ医薬、新材料、ハイエンド装備製造、自動車アフターマーケット、商業等の分野で11のプロジェクトの進出について決定・調印し、その投資総額は98.1億元となった。

2020年以来、滄州經濟開發区は、プロジェクトに対する長期的なサービスメカニズムを最適化することを持続し、より良いビジネス環境を積極的に創出し、産業チェーンの調整と環境保護の協調を推し進め、高品質な開発を実現している。

黄驊港 上半期の外貨貨物取扱量が前年同期比増

今年上半期における黄驊港の外国貨物取扱量は前年同期比47.6%増の3,402.1万トンとなり、前年同期より184.5万トン増加した。上半期といえば新型コロナウイルス感染拡大防止の重要な時期であり、各方面で大きな影響を与え、企業も操業再開に力を注いでいた。こういった背景を基に、黄驊港では管轄税関の通関効率の合理化や、企業の各種手続きのオンライン化、簡素化を積極的に行い、取り扱いが増加したものとみられている。



黄驊港メインゲート

一方、黄驊港では、約23.6億元を投じて、2つの

20万トン級の鉱石ターミナルを今年6月から建設しており、2021年の6月末の竣工時には、年間取扱量が2,000万トンとなる見込み。同プロジェクトは、最先端の荷役作業設備や、無人の荷役システム等が採用されており、このプロジェクトで使用されている無人港内車システムは、カードリーダーを使用し

て港内車両の無線周波数カード(RFID)電子タグ情報を読み取り、自動計量と車両情報の識別を実現している。配送情報により、安全性がさらに向上する一方で、港湾の効率が約50%向上し、労力が60%節約される。

蕭山デスクNEWS(浙江省)

レポーター:蕭山経済技術開発区 招商一科 李佳樂



蕭山経済技術開発区投資促進局の李佳樂と申します。日本企業の誘致や、区内に進出されている日系企業様のサポートを行っています。これから毎月新しい情報を皆様にご提供させていただきますので、宜しくお願い致します。

クラウド調印など 投資誘致がデジタル化へ

新型コロナウイルス感染拡大防止と企業の操業再開が同時進行されている中、各地では投資誘致業務の復活を加速させることが重要な任務となっている。そのような状況の中、杭州蕭山区は32の投資プロジェクトに「クラウド署名」し、その総投資総額は266億元となった。これらプロジェクトの内、製造業のプロジェクトは12あり、総投資額は148億元で、業種には5G、集積回路、添加剤製造、バイオ医薬、新エネルギー車、スマート機器、その他多くの戦略的新興産業がある。「クラウド署名」を積極的に推進する一方で、蕭山は特定のプロジェクトを集中的に開始することとし、防疫期間中、総投資額128億元に及ぶ計20の主要プロジェクトが着工されることとなった。プロジェクトは新エネルギー車や生物医学などの複数の産業をカバーしている。

新型コロナウイルス感染拡大は、杭州市のプロジェクト導入、商談等多方面において影響を受けた。蕭山区では新たにオンラインによる投資誘致活動を積極的に

推進しており、これまでのべ408組とオンラインでの商談を行った。

また現在、蕭山区ではスマートシティ建設が急ピッチで行われており、基礎インフラクラウドプラットフォームとビッグデータセンターをリンクすることにより、行政、交通、医療、教育、およびその他の多くの分野で情報技術を最大限に活用し、蕭山独自のスマートシティ管理システムを構築しつつある。

2022年アジア競技大会 杭州市で

2022年に杭州市で第19回アジア競技大会(9/10～9/25)が開催されることになっており、蕭山区は競技大会の中核となるエリアの1つとなっている。蕭山区では、メインスタジアム、プール、総合的なトレーニングホールを含む8つの会場が建設される予定で、長期的にはこれら資源は、蕭山区の産業の将来の発展にとっても重要となる。



蕭山区にあるアジア競技会メインスタジアム

蕭山から紹興へ地下鉄でダイレクトに

「杭州紹興都市鉄道輸送協力協定」が正式に締結された。現在、中国における都市間鉄道(地下鉄)では、それぞれの都市で料金を支払う事になっているが、これにより、杭州市地下鉄5号線と紹興市地下鉄1号線の乗り換えに関して、ワンストップ支払(1枚の切符)が実現されることとなり、全国初の地



オンライン商談の様子

域間での「相互接続(乗入れ)」が実現する。

現在、紹興市では2本(1号線、2号線)の地下鉄建設が計画されており、1号線の紹興市側の笛揚路駅から蕭山市側の姑娘橋駅は、「杭州紹興都市

鉄道」とも呼ばれている。現在、順調に建設が進んでおり、2021年7月に完成し、運営される予定。開通すると、紹興から蕭山への移動時間が25分となる。

常州デスクNEWS(江蘇省)

レポーター:常州国家高新技术産業開発区 商務局 馬咏梅



皆様初めまして、常州国家高新技术産業開発区(略称:常州高新区)の馬咏梅と申します。今月号から、毎月当高新区のニュースをお届けさせていただきますので、何卒宜しくお願い致します。また、当高新区について何かご不明な事などありましたら、遠慮なく日本語でお問合せ下さい。

常州国家高新技术産業開発区について

常州高新区は1992年11月に国务院の認可により設立した国家級ハイテク産業開発区のひとつで、面積は508.94km²、人口は約70万人です。これまでに68カ国から1,700社以上の外資系企業が投資されて、日系企業は150社を超えています。地理的条件も整っており、上海までは高速鉄道で30分圏内、大阪と定期便が就航している国際空港、内港の常州港を有し、市内には地下鉄ネットワークが構築されています。

我々は、日本の中小企業の進出をサポートするために、リース工場を数カ所建設し提供し、人材確保



のサポートも行っています。また日本語可能なスタッフが8名おり、日々様々なサポートを日本企業に対して行っています。

18の主要プロジェクトに調印

6月18日、常州高新区は2020年第2四半期主要プロジェクト調印式を開催した。調印された主なプロジェクトは18で、スマート製造、新材料、自動車部品、現代サービス業等に及び、総投資額は197億元にのぼった。このうち、50億元を超えるプロジェクトは2つあった。

揚州デスクNEWS(江蘇省)

レポーター:揚州市経済技術開発区 招商局 杜君



連淮揚鎮鉄道 揚州区間の駅名が決定

連淮揚鎮鉄道とは、北は江蘇省連雲港市を起点とし、淮安市、揚州市を經由して鎮江市に至る高速鉄道線で、「江蘇省高速鉄道ネットワークの脊椎」と呼ばれているプロジェクト。この路線の全長は305.2kmで、時速は250キロを想定している。

現在、連雲港から淮安の区間が2019年12月から開通しており、淮安から鎮江までの区間は2020年11月末に開通する予定で、全16駅を設ける計画となっており、この度揚州区間の4駅(揚州東、高郵、高郵北、宝应)の名称が決定した。

連淮揚鎮鉄道が全線開通すると、揚州市管轄の6つの行政区画すべてに高速鉄道駅ができる。これまで高速鉄道駅が無かった高郵と宝应にも通じること

となり、揚州市は「高速鉄道時代」に突入した。

また、この鉄道の鍵となるプロジェクトには、揚州と鎮江区間の長江を跨ぐ中国初の径間(橋脚間の距離)が1,000m級の道路鉄道併用橋(吊り橋)である「五峰山長江大橋」がある。この大橋の全長は6.4kmで、上層が8車線の道路で、下層が4本の鉄道となっている。この大橋が完成すると、江蘇省内で最も幅の広い大橋で、長江デルタ地域で最も重要な道路鉄道併用橋に位置付けられ、多くの世界記録を樹立することとなる。





今月号から、崖門新財富環保産業園の最新情報をお届けする日本企業担当の劉岩と申します。当産業園は表面処理専門の工業団地で、日本の企業様にも入居していただいています。今回は崖門新財富環保産業園の概要をご案内させていただきます。

崖門新財富環保産業園について

崖門新財富環保産業園は広東省南部、珠海市に隣接している江門市にあり、江門市崖門新財富環保工業有限公司が投資・開発し運営している。同園は広東省環境保護局に認可された江門市唯一のメッキ専門工業団地であり、広東省政府から様々な面で評価され、全国初の「中国メッキ師範園區」に指定された。現在同園の企画総面積は約130万㎡で、園内にはメッキ生産区、メッキ補助産業区、生産サービス区、循環経産業区、ビジネス・生活区、物流倉庫区、生態レジャー区等が設けてある。2011年9月から正式に運営を開始し、建設規模、管理レベル、環境保護面等で中国国内の最先端を誇るメッキ工業団地となった。現在、国内外から110社が進出しており、水回り用品や家具といった典型的なアイテムから、自動車部品や半導体といったハイクレドなメッキ加工が行われており、進出企業の生産ラインにおける自動化は約90%となっている。現在、進出される企業に対し、以下のサービスを提供し好評を得ている。



新財富環保産業園

- 1) 専門スタッフサービス：進出を決定された企業に対し、専門のスタッフ(コンシェルジュ)1名を派遣し、各種手続き、環境評価等でしっかりサポート。
- 2) 技術支援サービス：江門新財富環境管家技術有

限公司という別会社を立ち上げ、専門的な各種精密機器を各種取り揃え、企業に対し技術的なサービスを展開。

3) 三廃処理：排水、固形廃棄物、排気ガスの処理場を有し、園内で一括した処理が可能で、進出企業にかかる環境保護面での負担を大幅に軽減。

4) サプライチェーンマネジメントサービス：サプライチェーン管理サービスプラットフォームを構築し、企業とサプライヤーの全体的なコスト削減を支援。

5) 金融サービス：金融サービスセンターの設立を通じて、銀行、保険、その他の金融サービス機関の統合により、企業に投資や融資、保険サービス、金融コンサルティング等提供。

6) 人事サービス：政府部門と協力し、企業の労働ニーズを定期的に収集し、企業の雇用とトレーニングの問題解決を支援。

7) スマート園區サービス：デジタルプラットフォームを構築することにより、物流、セキュリティ、ビジネス、決済、分析、テストなどの情報統合とサービスを実現。

広東省生態環境庁庁長一行が来訪

8月13日午前、広東省生態環境庁・魯修祿庁長一行が崖門新財富環保産業園を視察され、江門市崖門新財富環保工業有限公司・執行董事兼總裁の朱英傑が案内した。

一行は園區の工業用水処理センターや、資源リサイクルプロジェクト等を視察し、園區の開発計画、環境保護の概念、および高度な処理技術について理解を深めていただいた。魯庁長は見学後の会談で、今後は更に世界一流の産業園を目指すよう希望された。



〈中国短信〉

◆中国向けの国際郵便が一部再開

日本郵便(株)は、7月1日(水)から中国向けの国際郵便物の取り扱いを一部再開する。再開の対象となるのは、EMS郵便物と船便扱いとする通常郵便物・小包郵便物。

日中間の航空機発着制限に伴い、3月13日から、一部の通常郵便物(航空扱いとする書状、郵便葉書および盲人用郵便物)を除き、中国向けの国際郵便物の取り扱いが一時停止となっていたが、この度、十分な輸送力の確保ができたことを理由に一部再開となった。

中国向け国際郵便物の取り扱い

発送方法		到着目安	7/1～
EMS(国際スピード郵便)		2～4日	○
通常郵便物 (小形包装物 及び印刷物)	航空便	3～6日	×
	SAL便	6～13日	×
	船便	1～3ヵ月	○
小包郵便物	航空便	3～6日	×
	SAL便	6～13日	×
	船便	1～3ヵ月	○

※郵便局の案内

https://www.post.japanpost.jp/int/information/2020/0630_01.html

◆中国共産党員数、拡大継続

中国共産党の中央組織部は7月1日、2019年末の時点で党員数が前年比1.5%増(132万人増)の9,191万4千人になったと発表した。9千万人を突破した2018年に続き、2019年も継続拡大となった。

党員数は、2019年の総人口14億5万人に対し約6.6%を占め、15人に1人が党員という計算となった。

年齢別では、どの年齢層においても党員数はほぼ均一で、バランスの取れた構成となっている。40歳以下の党員数は全体の33.8%と約3分の1を占め、60歳以上は28.9%を占めた。

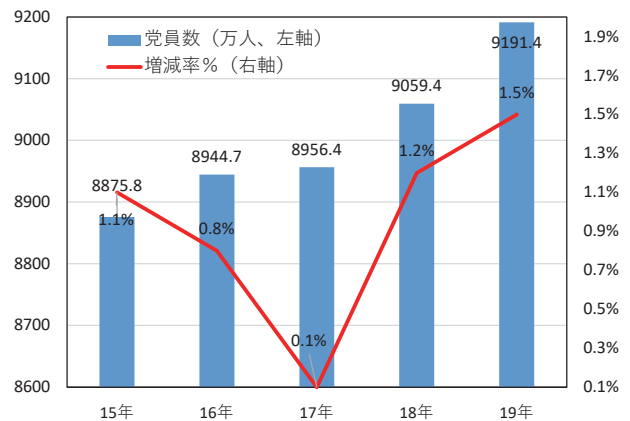
女性の比率は27.9%(2,560万人)、少数民族の比率は7.4%(680万人)、大学卒(短期大学・専門学校を含む)以上の党員の比率は50.7%(4,662万人)となった。

職業別では、労働者と農民の合計が3,201万人であったのに対し、企業公務員の専門技術者・管理者と党・政府機関の業務スタッフの合計が3,219万人と初めて前者を上回ることとなり、ホワイトカラー

(頭脳労働者)がブルーカラー(肉体労働者)を逆転する形となった。

習近平体制以来、党員の質を高める目的で入党審査が厳格化されている。2019年末までの入党申請数は1899.2万件あったが、党員として認められるのは、その内約7%の狭き門となっている。

過去5年の共産党員数の推移



年齢別の共産党員数(万人)

全体	9191.4
うち30歳以下	1231.5
31～35歳	994.6
36～40歳	882.7
41～45歳	864.4
46～50歳	936.2
51～55歳	879.4
56～60歳	745.1
60歳以上	2657.7

党員の職種(万人)

全体	9191.4
うち労働者(技能者)	644.5
農牧漁民	2556.1
企業公務員の専門技術者	1440.3
企業公務員の管理者	1010.4
党・政府機関の業務スタッフ	767.8
学生	196.0
その他専門職員	710.4
離職・退職者	1866.1

情報元：共産党員網

◆ホワイトカラー職の競争倍率が上昇

中国の就職情報サイト「智联招聘」は7月1日、ホワイトカラー層の就職動向レポート「2020年夏季中国雇用主需要ホワイトカラー人材供給報告」を発表した。

2020年第2四半期(4～6月)のホワイトカラー職の就職競争倍率(求職者数÷求人数)は全国平均で49.1倍となった。これはホワイトカラー職1枠を49人で競うことを意味する。都市別で競争率が最も高かったのは北京市の146.1倍で、2位の上海市の68.1倍を大きく離れた。

◆中国線、PCR検査を求めるも時期未定

中国民用航空局等は7月20日、「中国行き航空便の乗客の新型コロナウイルスPCR検査の陰性証明による搭乗に関する公告」を発表した。公告が実施されれば、中国行き航空便の利用客は中国籍・外国籍を問わずPCR検査の陰性証明提示が必須となる。

更に外国籍利用客の場合、指定機関でのPCR検査後、所在国にある中国の在外公館に陰性証明を持参し、健康状況声明書の申請が必要となるため、煩雑な手続きを強いられる。

実施時期については、駐在国のPCR検査能力を評価し条件が整った時点で具体的な実施方法を発表するとしている。中国駐日本国大使館は7月23日、日本からの中国行き航空便においては、現状PCR検査は不要で、具体的な実施については条件が整い次第発表するとした。

	公告の内容
1	中国行き航空便に搭乗する中国籍・外国籍の乗客は、搭乗前の5日以内にPCR検査を完了しなければならない。検査は、中国の在外公館が指定又は認可する機関で行わなければならない。
2	中国籍の乗客は、「防疫健康コード」の国際版ミニアプリを通して、PCR検査の陰性証明の写真を撮影し、アップロードする。
3	外国籍の乗客は、PCR検査の陰性証明を以て中国の在外公館に健康状況声明書を申請する。
4	関連航空会社は、健康コードの状態と健康状況声明書の搭乗前の確認を担当する。関連要求に適合しない乗客は搭乗できない。各航空会社は、検査の手続きを厳格に履行しなければならない。
5	乗客は、虚偽の証明及び情報を提供した場合、相応の法律上の責任を負わなければならない。
6	中国大使館は、駐在国のPCR検査能力を真摯に評価し、条件が整った時に具体的な実施方法を発表する。

◆日本への再入国 条件付きで緩和

外務省は7月29日、日本の在留資格を保有するが、入国拒否の対象国となり再入国できなかった在留外国人に対し、8月5日から条件付きで再入国を認めるとした。尚、中国は2020年4月3日から入国拒否対象国となっている。

対象となるのは永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者以外の再入国許可を有する者で、留学生や駐在員等も含まれる。準備するものとして出国前72時間以内のPCR検査による陰性証明や、再入国関連書類提出確認書の提示が必要となる。

◆中国版「下請法」、9月1日より施行

「中小企業代金支払保障条例」が9月1日より施行される。条例は日本の下請法や下請代金支払遅延等防止法にあたり、大手企業などの下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まる内容となっている。

条例で、行政機関、公共事業体、大企業が優越的地位を利用した不合理な支払期限や支払方法などの要求が禁じられる。他、支払い期限や遅延利息にも言及し、大企業等が条例に違反し、且つ未払金を公示しない場合、市場監督管理部門により処罰されるとした。

中小企業にとっては、支払い遅延の解消が期待されるが、代金支払いの締切日から実際に代金が支払われるまでの期間(所謂支払いサイト)や罰則について明文化されてないため、条例の効果について疑問視する声もある。

◆中国、データ安全法(草案)を発表

このほど「中国データ安全法(草案)」が発表され、パブリックコメントの募集がはじまった。同法は中国政府や企業が取り扱うデータ管理を厳格化するもの。

データ活動に対して国家安全を守る措置を定め、違反者への罰則も盛り込み、あらゆるデータが重要度合によってランク付けされることとなる。また国外の組織や個人によるデータ収集も対象となっており「国家安全を損ねる行為」がどのようなケースを指すのか、今後の具体的な規則を吟味する必要がある。

<データ安全法 要約>

条項	内容
1	データの安全を保障し、国家主権と安全の維持を目的に法律を制定する。
2	中国国内のデータ活用に適用する。国外の組織・個人が行うデータ活動に対して国家安全などを損ねた場合は責任を追及する。
19	国家はデータの重要度や、改ざんなどで公共の安全を脅かす危険度合いによって、データの等級分類管理を行う。
22	国家はデータ安全審査制度を構築し、国家安全に影響を与えるデータ活動に対し審査を実施する。
24	データに関する投資や貿易面で、中国に差別的な措置を採った国に対して対抗措置を実施する。
47	データ活動が国家安全に損害を与えた場合、法や行政法規により処罰する。

◆中国の平均寿命77.3歳に

2019年の中国人の平均寿命は77.3歳となり、2018年の77歳から0.3歳寿命が延びた。国務院の「健康中国2030」計画綱要」では、2020年までに平均寿命を77.3歳に引き上げるとしていたが、1年早く目標に到達した。

中国経済データ

＜ご注意＞

伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年 月	輸 出		輸 入		差 引	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備 考
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年7月	13,290	8.2	14,564	▲9.8	▲1,274	赤字縮小
2020年1-7月	81,038	▲1.9	99,322	▲7.1	▲18,284	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

7月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構 成 比
輸 出	総額	53,689	100.0
	アメリカ	10,914	20.3
	E U	4,393	8.2
	アジア	31,762	59.2
	うち中国	13,290	24.8
輸 入	総額	53,572	100.0
	アメリカ	5,789	10.8
	E U	6,517	12.2
	アジア	28,380	53.0
	うち中国	14,564	27.2

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

7月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸 出	増加	1	非鉄金属	72.4	1.8
		2	半導体等製造装置	23.6	1.4
		3	自動車	19.0	1.2
輸 入	減少	1	有機化合物	▲30.6	▲1.3
		2	電算機類(含周辺機器)	25.5	2.1
	増加	2	織物用糸・繊維製品	38.2	1.0
		1	衣類・同付属品	▲22.7	▲2.2
		2	自動車の部分品	▲44.1	▲0.8
		3	電算機類の部分品	▲34.4	▲0.7

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年 月	輸 出			輸 入			差 引	
	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備 考
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年7月	2,608	11.2	19.6	1,519	▲23.4	10.4	1,089	黒字拡大
2020年1-7月	16,053	0.1	19.8	10,940	▲17.3	11.0	5,112	黒字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

7月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構 成 比
輸 出	総額	12,360	100.0
	アメリカ	3,784	30.6
	E U	1,397	11.3
	アジア	4,912	39.7
	うち中国	2,608	21.1
輸 入	総額	6,097	100.0
	アメリカ	664	5.4
	E U	714	5.8
	アジア	3,438	27.8
	うち中国	1,519	12.3

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

7月の主な増減品目

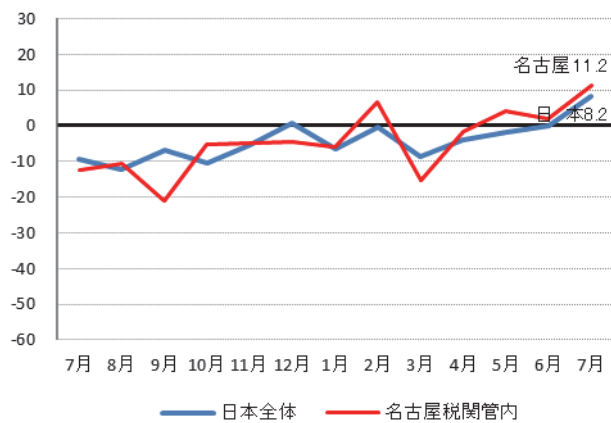
単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸 出	増加	1	自動車の部分品	18.8	3.1
		2	自動車	42.3	2.0
	減少	1	有機化合物	▲66.8	▲1.3
輸 入	減少	1	衣類及び同附属品	▲28.7	▲3.1
		2	自動車の部分品	▲36.3	▲1.2

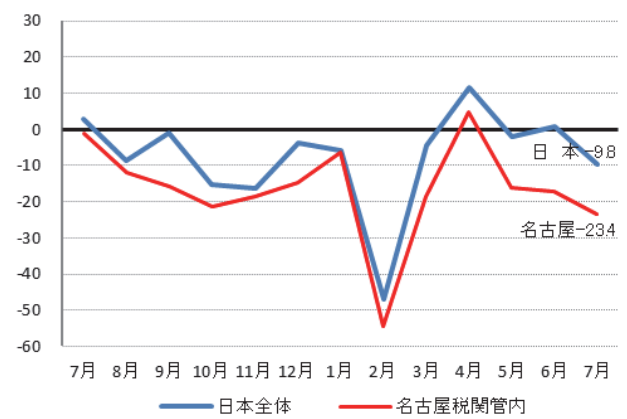
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

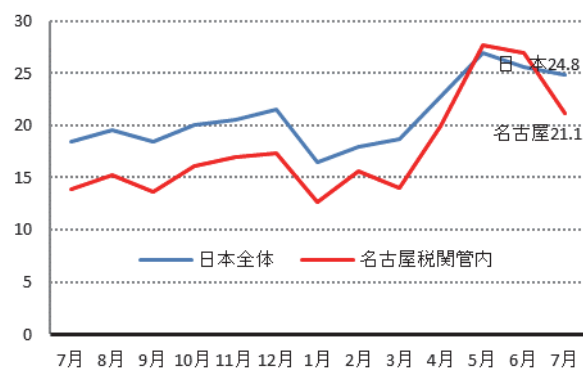
中国への輸出額の月別伸率(%)



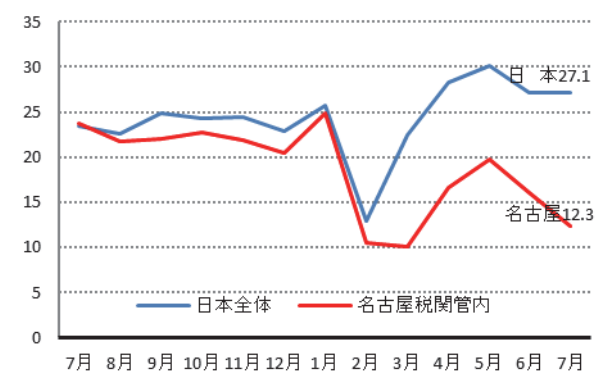
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸 出		輸 入	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年7月	2,376	7.2	1,753	▲1.4
2020年1-7月	13,364	▲4.1	11,063	▲5.7

出所：中国税関総署

中国の外資導入

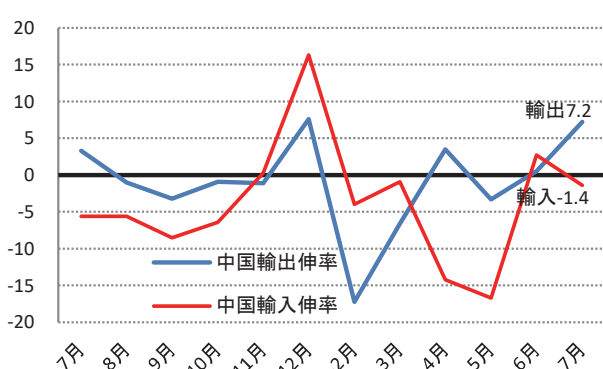
単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

年 月	件 数		実行ベース金額	
	件 数	伸 率	金 額	伸 率
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年7月	N/A	N/A	90.5	12.2
2020年1-7月	N/A	N/A	769.8	▲2.3

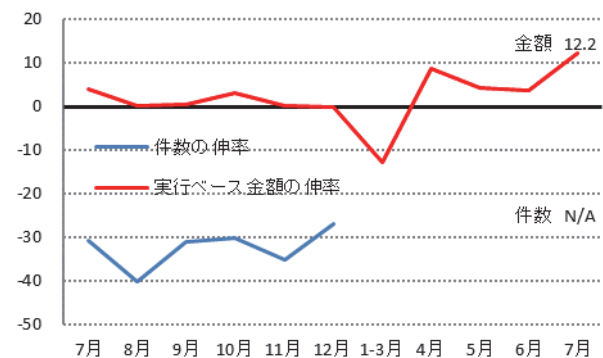
出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。

(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	7月	1-7月
消費者物価指数	2.7	3.7
うち都市	2.4	3.4
農村	3.7	4.5
うち食品	13.2	15.8
食品以外	0	0.6
うち消費財	4.3	5.4
サービス	0	0.8

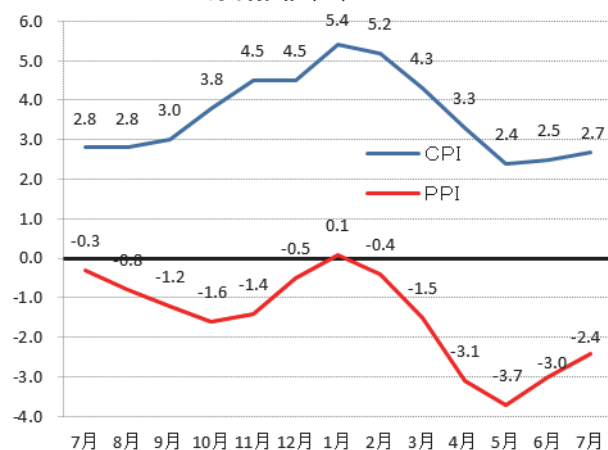
出所：中国国家統計局

工業生産者物価指数PPI (%)

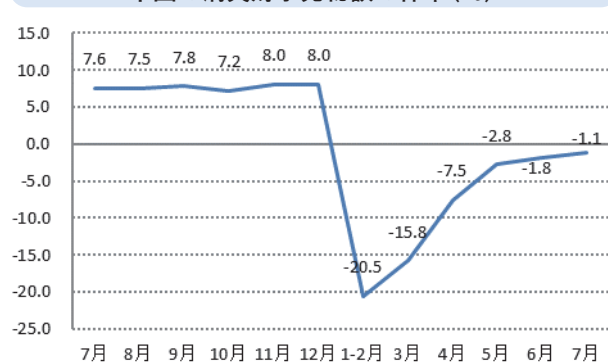
	7月	1-7月
工業生産者物価指数(PPI)	▲2.4	▲2.0
うち生産資材	▲3.5	▲3.0
うち採掘	▲7.1	▲6.1
原材料	▲6.9	▲6.1
加工	▲1.8	▲1.6
生活資材	0.7	1.0
うち食品	3.7	4.0
衣類	▲1.1	▲0.6
一般日用品	▲0.8	▲0.2
耐久消費財	▲1.6	▲1.9
工業生産者仕入物価指数	▲3.3	▲2.7
うち燃料、動力類	▲10.8	▲8.1

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家統計局

CPIとPPIの月別推移(%)



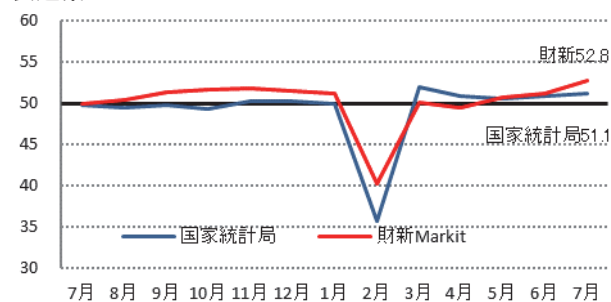
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家統計局

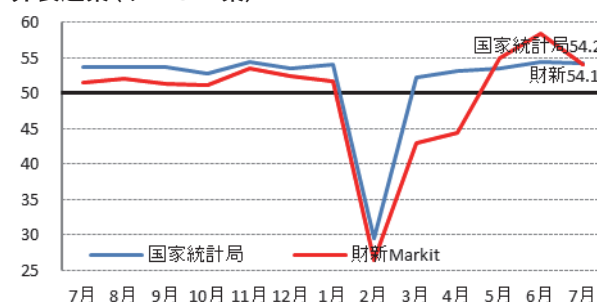
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業)PMI

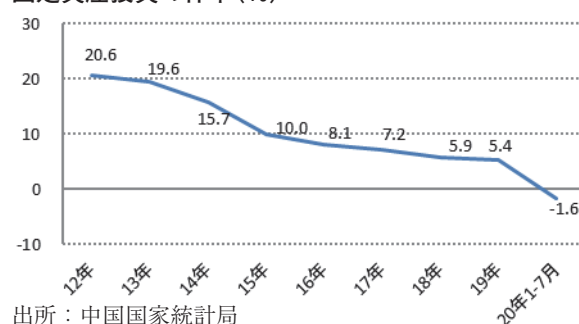


中国の固定資産投資

1-6月分月の固定資産投資

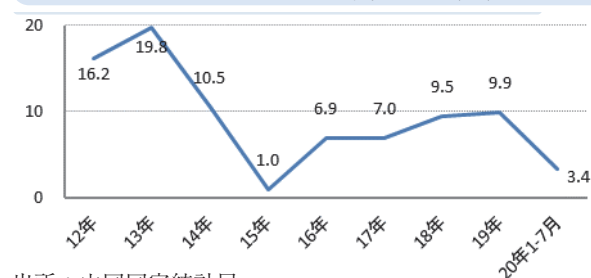
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資	第一次	9,806	7.7
	第二次	100,119	▲7.4
	第三次	219,289	0.8
地域別	東 部	N/A	0.5
	中 部	N/A	▲9.0
	西 部	N/A	2.1
	東 北	N/A	1.4

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

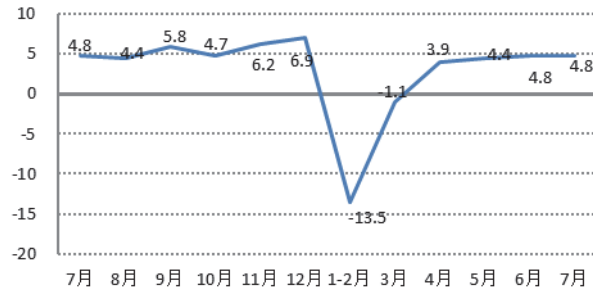
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	7月	1-7月
一定規模以上の工業生産	4.8	▲0.4
内訳 鉱業	▲2.6	▲1.3
製造業	6.0	0.1
電気・ガス・熱・水生産供給業	1.7	▲0.5
内訳 国有企業	4.1	▲0.7
株式制企業	4.2	0
外資系企業	7.6	▲1.6
私営企業	4.2	0.6

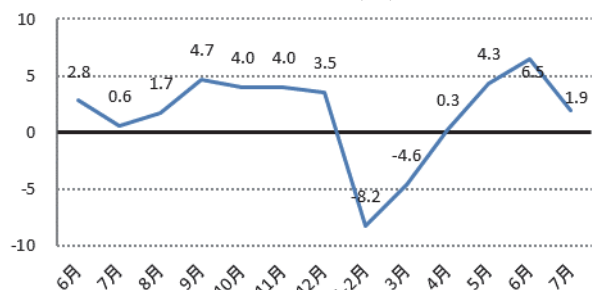
出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



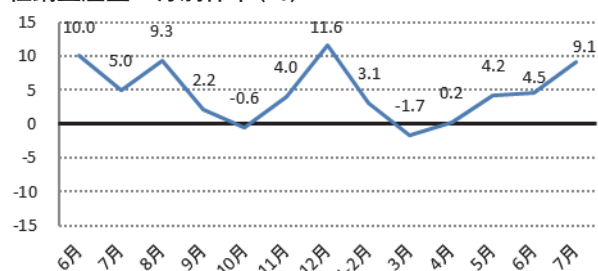
出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



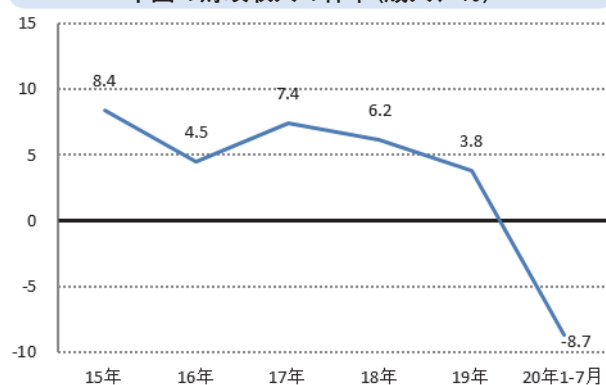
出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

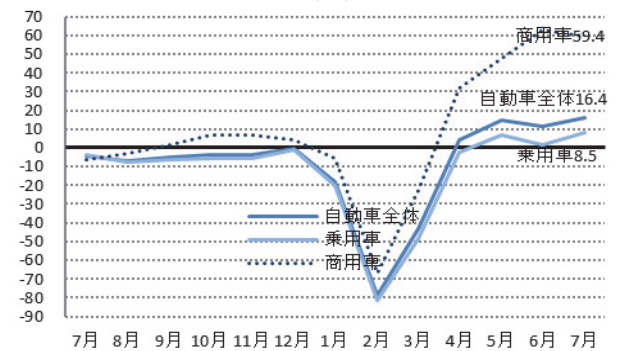
中国の自動車販売台数

台数：万台

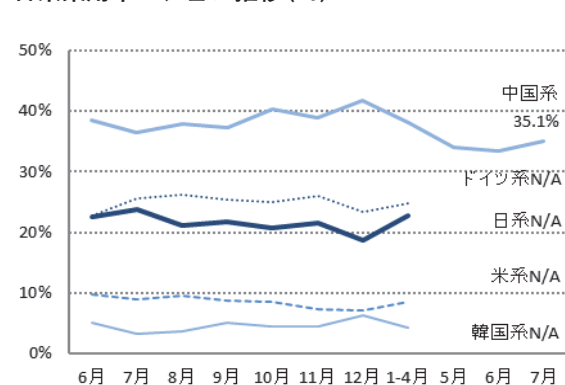
年月	自動車	
	乗用車	商用車
2014年	2,349	379
2015年	2,460	345
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
2019年	2,576	432
20年7月	211	45
20年1-7月	1,236	283

出所：中国汽車工業協会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)

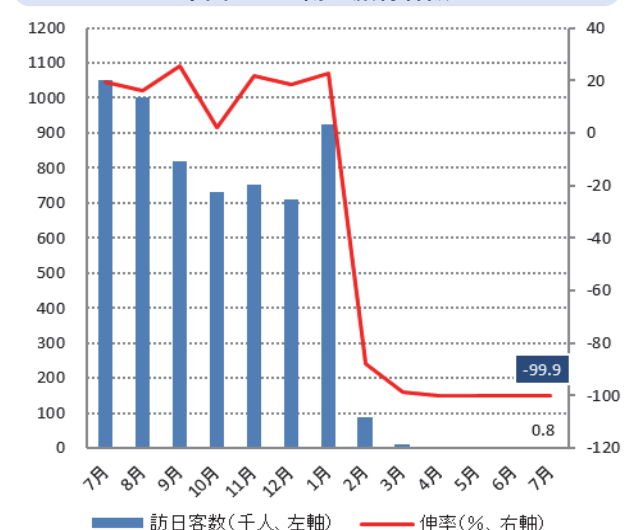


日系乗用車のシェア推移(%)



出所：19年4月～5月、20年1-6月：中国汽車工業協会
19年6月～12月：MarkLines Data Center

中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局